# 特定事業選定の評価に係る聞き取り調査実施要領

#### 1. 調査の主旨

本事業を JSC の直営による事業と比較し、民間事業者の資金やノウハウを活用した事業として実施することによる効果について、民間事業者からの意見を踏まえ、本事業を特定事業として選定するための評価の参考とすることを目的としている。

### 2. 調査方法

聞き取り調査に申込を行う企業に配布する聞き取り調査票(以下「調査票」という。) による聞き取りを原則とする。なお、JSC が必要と認めた場合は、調査票の記載内容に対 するヒアリングを行うことがある。

### 3. 実施手順

聞き取り調査は次の①から⑥に示す手順で実施する。

- ① 調査申込書の提出(聞き取り調査に申込を行う企業)
- ② 調査票の配布 (JSC)
- ③ 記入例に基づき、調査票の作成(聞き取り調査に申込を行う企業)
- ④ 調査票の提出(聞き取り調査に申込を行う企業)
- ⑤ 調査票の受領・確認 (JSC)
- ⑥ 調査票の記載内容に対するヒアリングの実施(JSC が必要と認めた場合)

## 4. 応募方法

聞き取り調査に申込を行う企業は、「特定事業選定の評価に係る聞き取り調査 申込書」に記入の上、2021年9月28日(火)から2021年10月5日(火)17時までに電子メールで期限必着にて、実施方針第8の4に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メールの件名は「新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業\_特定事業選定の評価に係る聞き取り調査(申込)」とすること。

#### 5. 調査票の配布及び提出方法

特定事業選定の評価に係る聞き取り調査申込書の提出後、申込者のメールアドレスへ調査票を配布する。記入した調査票は、2021年10月15日(金)17時までに電子メールで期限必着にて、実施方針第8の4に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メールの件名は「新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業\_特定事業選定の評価に係る聞き取り調査票(提出)」とすること。